

令和2年5月宇治市議会臨時会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第35号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	1
議案第36号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市介護保険条例	18
議案第37号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市国民健康保険条例	20

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</p>	<p>第1条～第28条 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____</p> <p>_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第29条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第29条～第43条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
3~17 略	3~17 略
第45条~第59条 略 (固定資産税の納稅義務者等)	第45条~第59条 略 (固定資産税の納稅義務者等)
第60条 略	第60条 略
2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は <u>登録されている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録されている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録されている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は <u>登録がされている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
3 略	3 略
4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、 <u>これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u>	4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によつて不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、 <u>固定資産課税台帳</u> に登録し、その者に固定資産税を課する。

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの	5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には 、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録されてい</u>る者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は</p>	<p>間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録がされて</u>いる者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により 使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立若しくは干拓により 造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により 使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により 使用し、又は</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第61条～第66条 略 (固定資産税の課税標準)</p> <p>第67条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下こ</p>	<p>国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第61条～第66条 略 (固定資産税の課税標準)</p> <p>第67条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下こ</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の条及び第81条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき額の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第67条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>第68条～第102条 略 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第103条 略</p>	<p>の条及び第81条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき額の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第67条の2 法第349条の3第27項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>第68条～第102条 略 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第105条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受け</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第104条 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第105条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則</p>	<p>ようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 略</p> <p>第104条 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第105条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>	<p>第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>
略	略
<p>3~5 略</p> <p>第106条~第139条の7 略 (都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項、第12項、第24項又は第28項から第31項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>第140条の2~第145条 略</p>	<p>3~5 略</p> <p>第106条~第139条の7 略 (都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項、第11項、第23項又は第27項から第30項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>第140条の2~第145条 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項</u>、第2項、<u>第24項、第25項、第27項、第32項、第40項</u>若しくは<u>第43項から第45項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は<u>第28項から第31項</u>まで」とあるのは「若しくは <u>第28項から第31項まで又は</u>法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u>附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項から第20項まで</u>、第2項、<u>第24項、第29項</u>若しくは<u>第37項から第39項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は<u>第27項から第30項</u>まで」とあるのは、「若しくは<u>第27項から第30項まで又は</u>附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
7 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第30項第1号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
10 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。	
11 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
12 法附則第15条第33項第2号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第30項第2号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
13 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第33項第3号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第30項第3号口に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、5分の4とする。	

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<u>18 法附則第15条第44項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>15 法附則第15条第38項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>19 法附則第15条第45項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>16 法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>20 法附則第15条第47項</u> の条例で定める割合は、0とする。	<u>17 法附則第15条第41項</u> の条例で定める割合は、0とする。
<u>21 略</u>	<u>18 略</u>
第8条の4・第9条 略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)	第8条の4・第9条 略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)
第9条の2 略	第9条の2 略
2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u> であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものをいう。	2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u> であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けうこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものをいう。
第10条～第17条の2 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)	第10条～第17条の2 略 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな	第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第19項</u>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第19項</u>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計</p>	<p>るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項)を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項)を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市</p>	<p>画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項)を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項)を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 略 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第19条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 略 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第19条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2</p>	<p>略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条～第28条 略</p>	<p>を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条～第28条 略</p>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 略 (保険料率)	第1条～第3条 略 (保険料率)
第4条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(15) 略	第4条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(15) 略
第5条～第18条 略 附 則	第5条～第18条 略 附 則
第1条～第11条 略 (平成31年度及び平成32年度における保険料率の特例)	第1条～第11条 略 (<u>令和元年度</u> における保険料率の特例)
第12条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての <u>平成31年度及び平成32年度</u> における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略	第12条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての <u>令和元年度</u> における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (<u>令和2年度</u> における保険料率の特例)
	第13条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての <u>令和2年度</u> における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第4条第1号に掲げる者 <u>15,600円</u></p> <p>(2) 第4条第2号に掲げる者 <u>21,840円</u></p> <p>(3) 第4条第3号に掲げる者 <u>40,550円</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1~3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1~3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(当該額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)の3分の2に相当する額(当該額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(当該額</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)の3分の2に相当する額(当該額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を超えるときは、その額とする。</p> <p>6 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p>7 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>8 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたと</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>きは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>9 前項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>